

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料率が変わりました～

加入者の皆さんにお支払いいただく保険料は、2年ごとに保険料率を見直すこととなっています。平成24年・25年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

■ 均等割 ■ (加入者が等しく負担)	平成22・23年度 (年額) 44,192円	⇒	平成24・25年度 (年額) <b>47,709円</b> (3,517円増)
■ 所得割 ■ (加入者の所得に応じて負担)	平成22・23年度 10.28%	⇒	平成24・25年度 <b>10.61%</b> (0.33ポイント増)
■ 賦課限度額 ■ (1年間の保険料の上限額)	平成22・23年度 50万円	⇒	平成24・25年度 <b>55万円</b> (5万円増)

**保険料の計算方法(平成24年度)** 保険料額は、加入者が等しく負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割りで計算します。

均等割 **47,709円** + 所得割 (加入者の所得に応じた額) (所得 - 33万円) × **10.61%** = **1年間の保険料** (100円未満切り捨て)

平成24年度の個人の保険料額は、7月に個別にお知らせします

□ **保険料の軽減について** 次の①～③に当てはまる方は保険料が軽減されます。  
(軽減の内容は、平成23年度までと変更ありません)

① **均等割の軽減** 世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成24年度軽減後均等割額	前年度との比較
33万円かつ加入者全員が所得0 (年金収入のみの場合受給額80万円以下)	9割軽減 ⇒	4,770円	約300円増
33万円	8.5割軽減 ⇒	7,156円	約500円増
33万円 + (24万5,000円 × 世帯主以外の加入者数) ● 単身世帯は該当しません	5割軽減 ⇒	23,854円	約1,800円増
33万円 + (35万円 × 世帯の加入者数)	2割軽減 ⇒	38,167円	約2,800円増

- 軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

② **所得割の軽減**  
加入者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③ **被用者保険の被扶養者だった方の軽減**

後期高齢者医療制度に加入したときに被用者保険(主にサラリーマンの方が加入している健康保険)の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

■ 問合せ 北海道後期高齢者医療広域連合 (☎ 011-290-5601)  
福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

## 土地関係の届け出はお早めに

広い面積の土地の売買や開発には、あらかじめ届け出や許可申請が必要です。手続きをしなかった場合、法令で罰せられることもありますので注意してください。

### 届け出などを必要とするもの

項目	関係法令	町の窓口
1万㎡(1ha)以上の土地の売買	国土利用計画法	企画財政課
農用地を売買・貸借したり他の用途に転用	農地法	農業委員会
農用地区内における用途変更や特定の開発行為	農振法	農林商工課
森林を伐採したり他の用途に転用	森林法	農林商工課

- 住環境リフォーム促進事業
- 耐震改修促進事業(既存住宅)
- 太陽光発電システム導入事業

## 4月からスタート

4月から「住環境リフォーム促進事業」「太陽光発電システム導入事業」「耐震改修促進事業」を開始しました。町内にある住宅の改修や太陽光発電システムを導入される町民の方を支援する制度です。

- 詳細は、4月号の折り込みチラシをご覧ください。
- 問合せ
    - 住環境リフォーム促進事業 訓子府町商工会 (☎ 47-2241) 役場農林商工課 (☎ 47-2116)
    - 太陽光発電システム導入事業 役場農林商工課 (☎ 47-2116)
    - 耐震改修促進事業(既存住宅) 役場建設課 (☎ 47-2118)

### 住環境リフォーム促進事業の登録事業者を募集

商工会では、昨年に引き続き、町内でリフォーム工事などを行っている事業者の登録を随時受け付けています。

## 建築物の確認申請

次の地域で建築物の新築、増築、移転、大規模改修などを行う場合には、建築確認申請が必要ですが、増改築または移転で10㎡以内であれば必要ありません。

- **建築確認申請が必要な地域**
  - ① 西幸町、元町、旭町、大町、仲町、栄町の全地域
  - ② 東幸町、東町、若富町、若葉町の一部地域
- **建築確認申請地域以外でも確認申請が必要な建物**
  - ① 倉庫、車庫などで100㎡以上
  - ② 木造で3階建て以上、または延べ面積が500㎡以上
  - ③ 木造以外で2階建て以上、

## 建築物の解体工事には届け出が必要

一定規模以上の建築物を解体する場合、建設リサイクル法による届け出が必要です。この法律では分別解体・再資源化の実施や事前の届け出が義務付けられており、無届けで解体工事着手したことが明らかになった場合、20万円以下の罰金が科せられますのでご注意ください。

- **届け出対象工事** 床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- **届け出の時期・届け出先** 工事着手の7日前までに建設課建築係まで

建設課 (☎ 47-2118 役場1階 窓口4番)

## 開発行為の事前協議

無秩序な開発を防止し、健全な生活環境を守るため、開発区域の面積が2,000㎡以上1万㎡(1ha)未満の開発行為を行うとき、事業主は、町の定める要綱に基づき事前協議をしなければなりません。

- ◆ **開発行為とは**
  - ① 土砂の採取および宅地の造成における建築物の建設
  - ② 特定工作物の建設に関する目的で行う土地の区画、形質の変更
- ◆ **開発行為に当てはまる事業を行う場合は、事前に建設課管理係へご相談ください。**

または延べ面積が500㎡以上